

日本在住のビジネス渡航者の 14日間待機緩和 (令和2年11月1日から開始)

令和2年10月30日

内閣官房
出入国在留管理庁
外務省
厚生労働省
経済産業省
国土交通省

1. 制度の概要

2. 必要な書類等

3. 留意事項等

日本在住のビジネス渡航者の14日間待機緩和

＜対象者＞すべての国・地域への短期出張（隔離要請期間を除く滞在期間が7日以内）からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいる日本在住の日本人、特別永住者及び在留資格保持者

＜利用の流れ＞

渡航先国内

①相手国内での自宅待機等

- 相手国・地域への入国・入境後は、現地政府の定める防疫措置（14日間の自宅待機等）の遵守をお願いします

②相手国内での活動【7日以内】

(注)入国日の翌日を1日目とする

- 滞在場所を業務上必要最小限のものにし、感染防止対策（①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」回避）を徹底して下さい。渡航先への滞在期間は7日以内に限定してください。本邦帰国前14日間の検温を実施してください。
- 【渡航先が非入国拒否対象地域（感染症危険情報レベル2以下の国・地域）の場合】出国前72時間以内（検体採取から搭乗予定航空便の出発時刻までの時間）に新型コロナウイルスに関する検査を受検し、「陰性」であることを記載した検査証明（以下「検査証明」という。詳細はP.15。）を取得してください。または、帰国後、TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）等を活用の上、企業の責任下で医師によるPCR検査又は抗原定量検査を受検し（詳細はP.15・16）、陰性の結果が得られるまでは自宅等で待機してください。

帰国

- 本邦行の航空機内で配布される「質問票」をご記入ください。
- 機内ではマスクを着用してください（渡航先が入国拒否対象地域の場合は誓約事項）。

③空港検疫・入国審査

- 「質問票」、「検査証明」（渡航先が非入国拒否対象地域で現地で検査を受けた場合のみ）、「誓約書」の写し、「本邦活動計画書」の写しを提出してください。

【渡航先が入国拒否対象地域（感染症危険レベル3以上の国・地域）の場合】

・空港検疫にて新型コロナウイルスに関する検査を受けていただきます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機してください。

【渡航先が非入国拒否対象地域で現地で検査を受けていない場合】

・TeCOT等を活用の上、企業の責任下で医師によるPCR検査又は抗原検査を受けていただきます。陰性の結果が得られるまでは自宅等で待機してください。

④14日間

- 誓約書を遵守し、帰国・再入国後14日間は公共交通機関を使わず、自宅と用務先の往復など、「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動しないでください。
- 健康フォローアップを実施する（渡航先が入国拒否対象地域の場合は受入責任者がLINEアプリにより実施、渡航先が非入国拒否対象地域の場合は企業の管理の下で実施。）と共に、地図アプリで位置情報を保存し、接触確認アプリを導入・利用してください。
- 帰国後14日間はマスクを着用してください（渡航先が入国拒否対象地域の場合は誓約事項）。

通常活動への復帰

日本国内

1. 制度の概要

2. **必要な書類等**

3. 留意事項等

必要な書類等

本措置を利用して日本に帰国・再入国する際に必要な書類等は以下の通りです。

- ✓ **質問票**（機内で記入、検疫で提出） ⇒詳細はP. 5・6 へ
- ✓ **誓約書**（受入企業・団体が作成・保管、検疫で写しを提出） ⇒詳細はP. 7 へ
- ✓ **本邦活動計画書**（受入企業・団体が作成・保管、検疫で写しを提出） ⇒詳細はP. 8 へ
- ✓ **スマートフォン** ⇒詳細はP. 9 ～14 へ
- ✓ **検査証明**（渡航先が非入国拒否対象地域で現地で検査証明を取得する場合、検疫で提出）
⇒詳細はP.15 へ

※上記のほか、渡航先への出国にあたっては、別途、当該渡航先国・地域が定めるものを用意する必要がありますので、各国の在京大使館・領事館及び各国に所在する我が方大使館のHP等をご確認ください。

※渡航先への出国前の検査証明取得に際しては、TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）もご利用いただけます。詳細はP.16をご覧ください。

I - ① 質問票（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）

質問票の記入例※機内で記入いただきます

質問票 2020-08-30 NP3F-Front

このカードは、患者の早期発見や追跡調査に使用しますので、正確に記入してください。
 記入した個人情報は、保健所等に提供される場合があります。保健所等から連絡があることがあります。

① 過去14日以内に、下記の流行地域に滞在していましたか？ ☐ Y: はい ☐ N: いいえ

② 氏名 フリガナ _____ 姓 _____ 名 _____

③ 性別 ☐ M: 男性 ☐ F: 女性 ④ 年齢 年 _____ 月 _____ 日 _____ ⑤ 到着 月 _____ 日 _____

⑥ 航空 会社名 _____ 便名 _____ ⑦ 搭乗 番号 _____ ⑧ 乗務員の場合はその氏名 _____

⑨ 日本での住所、連絡先 ⑩ 郵便番号 _____ ⑪ 電話番号 _____

⑫ 都道府県 _____ ⑬ 市区町村(政令指定都市の区含む) _____

⑭ 丁目番地 _____

⑮ メールアドレス _____

⑯ 過去14日以内に、発熱やせきなどの症状があるとの接触がありましたか。 ☐ Y: はい ☐ N: いいえ

⑰ 過去14日以内に、感染した患者と接触していますか。(可能性がありますか) ☐ Y: はい ☐ N: いいえ

⑱ 過去14日以内に、発熱やせきなどの症状がありましたか。 ☐ Y: はい ☐ N: いいえ

⑲ 現在、体調に異状はありますか。(「はい」の場合は⑲を回答してください) ☐ Y: はい ☐ N: いいえ

⑳ 症状はどれですか。 _____ A: 発熱 B: 咳 C: 倦怠感 D: その他()

㉑ 解熱剤・かぜ薬・痛み止めなどを使用していますか。 ☐ Y: はい ☐ N: いいえ

㉒ 日本での14日間の滞在先はどこですか。 ☐ A: 自宅 ☐ B: ホテル ☐ C: その他()

㉓ 公共交通機関を使用せず移動する方法を確保していますか。 ☐ Y: はい ☐ N: いいえ

※ 14日間の滞在先についてご記入ください。

滞在期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日 滞在期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

宿泊・滞在先名 _____ 宿泊・滞在先名 _____

電話番号 _____ 電話番号 _____

日本滞在中に連絡可能な携帯電話番号 _____

日本出国予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 出国空港名 _____ 便・船名 _____

このカードは、患者の早期発見や追跡調査に使用します。遺失の申告をした方は、保健法第36条の規定により罰せられることがあります。(6か月以下の懲役または50万円以下の罰金)

※ 検疫所記入欄 LINEアプリ等を活用した健康確認への同意 ☐ Y: あり ☐ N: なし

厚生労働省・検疫所

① Yと記入し、滞在地を○で囲みます。

② 本人の情報を記入いただきます。LINEの友達登録等を行う電話番号を記入していただきます。

③ 本人の健康状態等について記入いただきます。

※ 検疫所はLINE同意書を確認し、Yと記入します。

健康フォローアップまでのイメージ

(機内) 質問票・LINE同意書の記入



(入国時) 質問票・LINE同意書の回収



(入国後) 本人の携帯電話にLINEのインストール・友達登録等



本人の携帯電話にLINEによる健康フォローアップ(チャットor自動音声による確認)



必要に応じ保健所が本人に電話等で確認

II 誓約書

[illegible]

<注意事項>

- 誓約書は渡航者1名につき1部、作成をお願い致します。
- 誓約書は外務省HPからダウンロード頂けます。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
- 帰国・再入国時に誓約書（写し）を検疫に提出してください。
- 受入企業・団体は、誓約書の記載内容について十分理解した上で、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。
- 受入企業・団体は、原本を対象者の本邦帰国後6週間保管し、関係省庁から求めがあった場合には提出してください。
- なお、対象者が陽性と判明し保健所の調査にご協力いただく際に接触確認アプリの導入や位置情報の保存が確認できない場合等には、誓約違反とみなします。誓約違反した受入企業・団体は、関係当局により名称を公表され得るとともに、今後当該企業・団体の招へいする者に対し、本スキームに基づく本邦入国が認められない可能性があります。

Ⅲ 本邦活動計画書

外務大臣
厚生労働大臣 殿

(2020年10月30日更新)

本邦活動計画書

太線枠内を正確にすべてご記入ください。電話番号については必ず連絡ができる日本国内の電話番号をご記入ください。

1 入国者情報

氏名		性別		生年月日	
国籍		旅券番号			
本国住所					
対応可能言語					
入国日		出国予定日(※)			

(※) 日本での滞在期間が90日未満の場合のみ記入

2 新型コロナウイルス感染症の検査結果待機場所（やむを得ない事情により空港内での待機ができず、受入企業・団体が確保した施設（含：保養所、寮）で待機する場合）

名称	住所	電話番号

3 宿泊場所（入国後14日間分について記載して下さい。）

分類	名称	住所	電話番号

4 ビジネス関係での滞在場所（入国後14日間分について記載して下さい。）

分類	名称	住所	電話番号

- 本邦活動計画書は、誓約書と共に、渡航者1名につき1枚、作成をお願い致します。
- 本邦活動計画書は外務省HPからダウンロード頂けます
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
- **計画書の内容に違反した場合、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。**
- 受入企業・団体は、対象者の入国後14日間における全ての滞在場所等について、本邦活動計画書どおりに実施するため必要な管理を行ってください。また、入国後やむを得ない日程変更等によって対象者により同計画書にない行動がとられた場合には、当初の計画の変更内容を記した報告書を、滞在期間が14日間以内となる者については対象者の本邦出国時に、15日間以上の者については対象者の入国後15日目以降に、入国時に本邦活動計画書を提出した検疫所に提出してください。
- 渡航先が非入国拒否対象地域で現地で検査証明を取得しない場合、PCR検査又は抗原定量検査を受ける場所を4. の最初の行に記入してください。

Ⅳ アプリのインストールについて

- 空港での検疫・入国審査時に、接触確認アプリのインストール等を確認させていただきます
- スマートフォンは受け入れ企業等から貸与いただいても問題ありません

①LINE



□ 目的

入国後14日間の健康状態の報告

□ 使用方法

- ①専用のQRコードから厚生労働省の公式アカウントを友達追加
- ②厚労省公式アカウントから、健康状態確認メッセージを送付
- ③LINEで返答

□ 注意点

- ・国内電話番号でない携帯電話（海外SIM）、日本語以外の言語には対応していません。
- ・入国者が国内電話番号の携帯電話を持っていて、かつ日本語を理解できる場合を除き、受入企業・団体の担当者がアプリをインストール、設定の上、入国者から健康状態を聞き取って報告してください。
- ・その場合、機内で入国者に記載いただく「質問票」には、受入企業・団体の住所、LINEアプリの設定が完了した担当者の電話番号・メールアドレスを記載するよう、事前に必ず伝えてください。（P16参照）

②COCOA



□ 目的

感染者との接触情報の確認

※新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。

□ 使用方法

- ①アプリをインストール
- ②利用規約等に同意
- ③ブルートゥース、接触ログの記録を有効化

③位置情報の保存

□ 目的

位置情報の把握

※入国後14日以内に陽性となった場合、保存された位置情報を保健所に提示いただきます

□ 使用方法

- グーグルマップを「ロケーション履歴がオン」に設定
又は
 - iPhoneの「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているか確認
- ※詳細の設定方法はp.22,23をご覧ください

<注意点>

- 空港での検疫および入国審査時にアプリのインストール・位置情報の保存の有無を対象者の申告等により確認します。誓約違反が判明した際は、受入企業・団体名の公表、本措置の利用停止等の措置をとることがあります。

After your arrival to Japan

Handing over this document to your host company in Japan

LINEを活用した健康フォローアップのお願い (受け入れ企業の皆様へ)

ビジネス目的での往来再開の枠組みを活用して入国・帰国される方には、入国後14日間、LINEアプリを活用した毎日の健康状態の報告をお願いしています。

別紙の通り、**国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方が入国される場合には本人のスマートフォンに、国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方が入国される場合には企業の受入責任者のスマートフォンに、それぞれLINEアプリをインストール・友だち登録等を行っていただいた上で、健康状態の報告をいただくこととなります。**

ビジネスストラック活用企業の皆様におかれましては、上記の仕組みと流れを御理解いただき、入国者本人に対しても御説明をお願いいたします。

①本人または受入責任者のスマートフォンで設定

STEP1

このQRコードを読み取る



STEP2

友だち追加と設定



STEP3

後日、LINEに届く
アンケートへ回答



<通知メッセージの受信設定>



② 具体的な確認方法

- ・ LINE公式アカウントより、本人のスマートフォン（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）又は企業の受入責任者のスマートフォン（国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合）宛てに、健康状態の確認のメッセージをお送りします。
- ※ 企業の受入責任者の方からの報告の場合、担当する入国者全員分をまとめて報告してください（例えば、1人でも37.5度以上の発熱のある入国者がいれば、「発熱あり」と回答）。
- ・ 万が一、入国後初回の連絡でLINEアプリでの連絡が取れなかった場合は、お電話により、自動音声で健康状態をお伺いします。

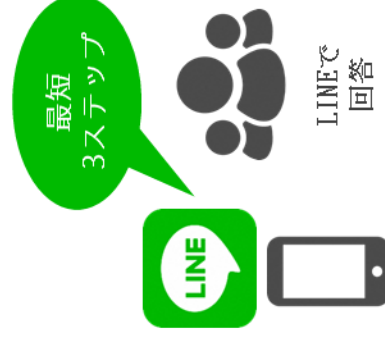
【質問項目】

- ・ 37.5度以上の発熱があるか
- ・ せき、のどの痛み、強いだるさ等があるか

※ この質問では、クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

LINEで10秒、かんたん回答

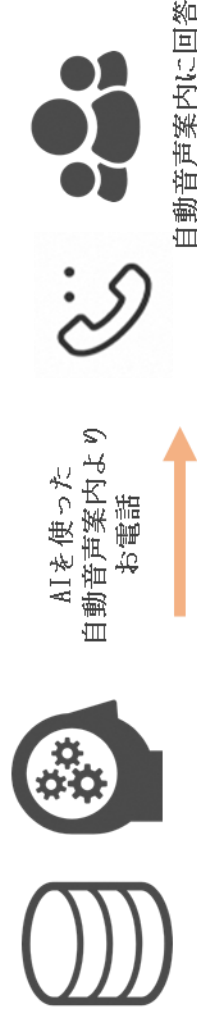
LINEアプリによる健康状態確認（原則）



LINEで
アンケート送信

厚生労働省

初回通知をLINEでお送りできなかった場合



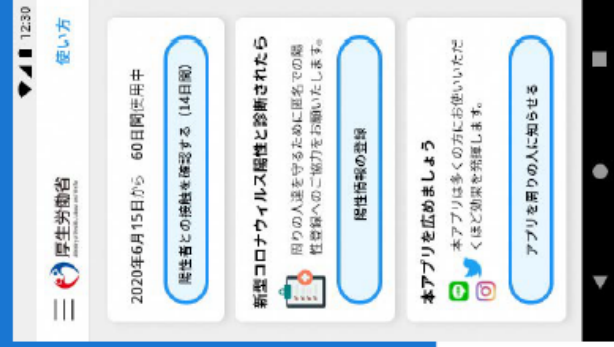
※LINEで友だち登録いただいても、以下のケースに該当する方は電話でのサポートが実施されますのでご注意ください。

- ・ 一部の方には初回のPUSHメッセージを受け取った後に、LINEに登録されている電話番号へSMSによる認証を行います。SMSが受け取れない方、SMSを受け取った後に認証を実施されなかった方。
- ・ PUSHメッセージを受け取った後、翌日9:00までにアンケートにご回答いただけなかった方。

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取
ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、
スマートフォン近接通信機能（ブルートウ-
ス）を利用して、お互いに分からないようブラ
イバシーを確保して、新型コロナウイルス感染
症の陽性者と接触した可能性について、通知を
受けることができるアプリです。

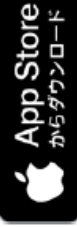
○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かるこ
とで、検査の受診など保健所のサポートを早く
受けることができます。利用者が増えることで、
感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末のなかだけで管理し、外にはません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

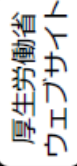
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



ガーグルマップ 位置情報設定方法

STEP1

Androidスマートフォンまたはタブレットで、「Googleマップアプリ」を開きます。



STEP2

「プロフィール写真」または「イニシャルアカウントサークルアイコン」をタップします。



STEP3

「タイムライン」アイコンをタップします。



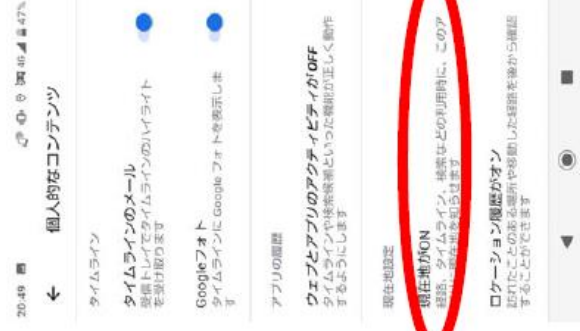
STEP4

その他アイコンをタップし、「設定とプライバシー」をタップする。



STEP5

「現在地がON」になっている「ロケーション履歴がオン」ことを確認します。オンになっていない場合は、「現在地がOFF」をタップし、現在地をONにします。



STEP6

「ロケーション履歴がオン」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「ロケーション履歴がOFF」をタップし、ロケーション履歴をONにします。



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。

iPhone

「利用頻度の高い場所」 設定確認方法

STEP1

ホーム画面で、「設定」をタップ



STEP2

「設定」画面から「プライバシー」をタップ



STEP3

「位置情報サービス」をタップ



STEP4

「システムサービス」をタップ



STEP5

「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているかを確認する



参考

「位置情報サービスとプライバシーについて」



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。

※利用頻度の高い場所は、Appleが読み取ることばできません。詳しくは、「利用頻度の高い場所」設定画面に記載の「位置情報サービスとプライバシーについて」をご覧ください。

V 現地で取得する検査証明、帰国後ご自身の手配で受検する検査の要件

<現地で取得する検査証明>

COVID-19に関する検査証明
Certificate of Testing for COVID-19

Date of issue _____
交付年月日 _____

氏名 _____ パスポート番号 _____
Name _____ Passport No. _____
国籍 _____ 生年月日 _____ 性別 _____
Nationality _____ Date of Birth _____ Sex _____

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。
よって、この証明を交付する。
This is to certify the following results which have been confirmed by testing
for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

採取検体 Sample (下記いずれかをチ ェック/Check one of the boxes below)	検査法 Testing for COVID-19 (下記いずれかをチ ェック/Check one of the boxes below)	結果 Result	①決定年月日 Result Date ②検体採取日時 Sampling Date and Time	備考 Remarks
☐ 鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab	☐ 核酸増幅検査 (real time RT-PCR 法) nucleic acid amplification test (real time RT-PCR)		① ②	
☐ 唾液 Saliva	☐ 核酸増幅検査 (LAMP 法) nucleic acid amplification test (LAMP) ☐ 抗原定量検査 antigen test (CLEIA)			

医療機関名 Medical institution _____
住所 Address of the institution _____
医師名 Signature by doctor _____

An imprint of
a seal 印影

- 検査証明の様式は、原則として所定のフォーマット
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100090266.docx>
) を使用し、現地医療機関に記入及び署名（又は印影）を求めてくだ
さい。
- 当該フォーマットに対応する医療機関がない場合には、任意の様式の提
出も可としますが、検疫に時間がかかることがありますので御了承ください。
- なお、任意の様式は、（１）人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、
生年月日、性別）、（２）COVID-19の検査証明内容（検査手法
（上記フォーマットに記載されている採取検体及び検査法に限る）、検
査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月
日）、（３）医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医
療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が英語
で記載されたものに限りま。

<帰国後に企業の責任下で医師による検査を受検する検査の要件>

検体：鼻咽頭ぬぐい液、唾液

検査法：核酸増幅検査（real time RT-PCR法、LAMP法）、抗原定量検査

医師による「陰性」の判定は必要ですが、検査証明の取得は不要です。受領した検査結果については、企業による健
康フォローアップ期間中（帰国後14日間）はいつでも提示できるように保管してください。また、検査の予約に際して
はTeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）もご活用下さい。

V TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）について

- 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）ではオンライン上で、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査又は抗原定量検査）を受けることが可能な医療機関の検索・予約が可能です。渡航前の検査予約に加え、帰国後の検査予約も可能ですので、御活用ください。
 - ✓ TeCOT御利用に当たってはこちらをご参照ください。
(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>)
 - ✓ TeCOTへのログインはこちら (<https://traveler.tecot.go.jp/>)
- なお、帰国後検査の場合は、P.15に記載されている検査の要件を満たす医療機関であれば、TeCOT登録医療機関以外であっても受検が可能です。

TeCOT（海外渡航者新型コロナウイルス検査センター）
Testing Center for Overseas Travelers



※正式登録申請随時募集中

新着情報

- 2020年10月8日 TeCOT（海外渡航者向け）の利用を開始しました。
- 2020年10月6日 TeCOTの海外渡航者向けの利用開始について。
- 2020年10月6日 韓国とのビジネストラック・レジデンストラックが始まりました。
- 2020年10月3日 TeCOT参加医療機関向け利用マニュアルを更新しました。
- 2020年9月30日 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）の運用開始について。
- 2020年9月30日 「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を更新しました。（※9月24日（木）までの登録申請分）。
- 2020年9月18日 シンガポールとのビジネストラックが始まりました。
- 2020年9月18日 TeCOT専用ページ開設および登録簿公表について。

海外渡航者の
皆様へ

医療機関の
皆様へ

TeCOTの利用についてのお問合せ先

TeCOTコールセンター

（受付時間：9:00～17:00）

ナビダイヤル：0570-039656

（IP電話等から：03-6830-8027）

E-Mail：
kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp
tecot_jimukyoku@accenture.com

1. 制度の概要
2. 必要な書類等
- 3. 留意事項等**

留意事項

- 新型コロナウイルス感染症の全世界的な流行が続いている中、例外的に行われる措置であることに鑑み、企業・団体の皆様には特に次の点について御理解、御協力をお願いします。
- 本措置については、例外的に出入国が認められた邦人帰国者、外国人入国者に対する追加的な防疫上の措置について**受入企業・団体が責任を持つ制度**であることを御理解ください。その一環として、対象者本人が受入企業・団体に、LINEアプリによる健康状態の確認にご協力いただく他、対象者本人が接触確認アプリ・地図アプリを導入したスマートフォンを保有し、逐次位置情報を記録いただくことも求められます。また、対象者が持参すべき必要書類については、入国時の問題を避けるためにも、企業・団体に適切に指導・管理をお願いします。**誓約違反等が起こった場合は、当該企業・団体名が公表される他、本件措置の利用が今後認められない可能性があります。**

関係省庁の問い合わせ先等

- よくある問い合わせ <https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html#faq01>
- 本邦入国時の空港での入国審査について
法務省出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課
電話：03-3580-4111（内線4446・4447）
- 本邦入国のための査証関連の手続きについて（対象国・地域への渡航のための査証関連のお問い合わせは各国・地域の在京大使館等にお問い合わせください。）
外務省 領事局 政策課
電話：03-3580-3311（内線4475）
外務省 領事局 外国人課（査証関連）
電話：03-3580-3311（内線3066）
- 各種防疫措置（14日間待機、公共交通機関不使用、接触確認アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存）や民間の医療保険の加入に関するお問合せは、下記の連絡先にご連絡ください。
厚生労働省の電話相談窓口
電話：0120-565653
各種防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査等）について
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室
電話：03-5253-1111（内線2468）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html
- 外国人技能実習制度について（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に係る手続きを除く）
※ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関連した外国人技能実習制度についてのよくあるご質問については、外国人技能実習機構のHP（<https://www.otit.go.jp/CoV2/>）に掲載されている「技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問」をご確認ください。
- 企業からの一般的なご相談について（防疫措置や手続きの詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等を除く）
経済産業省 水際対策担当
電話：03-3501-1511（内線2944）（受付時間 9時30分～18時15分）
- 航空便について
国土交通省 航空局 危機管理室
電話：03-5253-8700